

○中村学園大学編入学に関する細則

平成24年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(以下、「本学」という。)学則第39条の規定に基づき、編入学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(編入学の学部等)

第2条 本学への編入学を志願できる学部・学科・年次は、次のとおりとする。

- (1) 栄養科学部栄養科学科 3年次
- (2) 栄養科学部フード・マネジメント学科 3年次
- (3) 教育学部児童幼児教育学科 3年次
- (4) 流通科学部流通科学科 3年次

(編入学の資格)

第3条 本学に編入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、栄養科学部栄養科学科にあつては、厚生労働大臣が指定した栄養士養成施設又は管理栄養士養成施設を卒業(見込)の者とする。

- (1) 大学又は短期大学卒業(見込)の者
- (2) 高等専門学校卒業(見込)の者
- (3) 大学に編入学できる基準を満たす専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ総授業時間数が1700時間以上)を修了(見込)の者
- (4) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る)を修了した者

(編入学試験)

第4条 編入学志願者には、編入学試験を行う。

2 編入学の選抜方法は、本学が定める編入学試験要項による。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成25年度編入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度編入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行し、平成31年度編入学生から適用する。

